

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会

理事会等旅費規程

当会は理事会等旅費規程を次のとおり定める。

- 1.理事会及び委員会活動並びに当会活動に伴う旅費についてその実費を弁償する。
- 2.当会活動とは、会長の指示により各委員長等が当会内外の会議等に出席する場合を含む。
- 3.当会内の移動に伴う旅費に関する弁償額の範囲は、原則、表－1に定める範囲内とする。
- 4.当会外への移動に伴う旅費は実費を弁償する。
- 5.移動に伴い宿泊することが合理的と認められる場合には、会長の承認を得て合理的と認められる宿泊費用を実費額に含めることができる。
- 6.交通機関の運賃等に変更があった場合、それに伴い変更する。

表－1

区 分		旅費
福岡県	福岡市内	2,500
	北九州市	6,720
佐賀県		4,760
長崎県		11,180
熊本県		9,700
大分県		15,020
宮崎県		33,000
鹿児島県		23,520
沖縄県		37,000

※航空運賃については「先得割引」(JAL)及び「旅割」(ANA)による割引サービス料金を適用(宮崎・沖縄)。会議開催が50日前に決定していなかった場合、及び季節料金適用場合については上記サービス外となり、その場合は領収証の提出を以って実費額を支払う。

附 則

この規程は平成24年4月2日より施行する。

附 則

(平成26年4月12日一部改正)

この規程は、平成26年4月12日よりこれを施行する。